

2016年1月14日

宮城県

知事 村井 嘉浩 様

宮城県保健福祉部

部長 伊東 昭代 様

宮城県教育委員会

委員長 伊藤 均 様

教育長 高橋 仁 様

## 「東日本大震災みやぎこども育英基金」の使途にかかる要請書

宮城県は、「東日本大震災では、多くの子どもたちが被災し、また、親を失った子どもたち等も多数確認されております。宮城県では、『東日本大震災みやぎこども育英募金』にお寄せいただいた寄附金を基金として積立て、こうした子どもたちの安定した生活と希望する進路選択の実現を支援するための奨学金・支援金として活用しています。」を趣旨として、東日本大震災による震災孤児等支援のための寄附口座「東日本大震災みやぎこども育英募金」を呼びかけています。

この募金をもとに、平成23年10月25日に公布された「東日本大震災こども育英基金」条例の第1条で「東日本大震災により父または母と死別した児童との修学等を支援するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づきもとづき東日本大震災こども育英基金が設置されました。

「東日本大震災みやぎこども育英募金」の呼びかけに応じて、全国から寄せられた寄附金は、89億2,453万9,480円と公表されています。

宮城県は、東日本大震災以降、県に寄せられた国内外からの寄附金を活用し、「東日本大震災みやぎこども育英基金」として積み立て、震災で親を亡くした子どもたちが、安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、支援金・奨学金制度を創設しました。

被災3県である岩手県・福島県でも同様の基金を設置し、震災孤児等の支援金・奨学金制度を創設しています。3.11東日本大震災の被災3県での支援金・奨学金制度の内容は、下の表のようになっています。

対象学年	宮城		岩手		福島		
	月額	一時金 (入学・卒業 時に給付)	月額	一時金 (入学・卒業 時に給付)	月額		一時金 (入学・卒業 時に給付)
					遺児	孤児	
未就学児	1万円		2万円	6万円	2万円	3万円	3万円
小学生	1万円	15万円	2万円	9万円	3万円	4万円	5万円
中学生	1万円	20万円	2万円	13万5千円	3万円	4万円	10万円
高校生	2万円	60万円	4万円	30万円	4万円	5万円	30万円
大学生	3万円		6万円		5万円	6万円	
未就学児から大学 まで給付された場合の累計 給付額例	491万円		850万5000円		遺児 900万円 孤児 1164万円		
集まった寄付金 額	89億円 (2015年10月末)		70億円 (2014年11月末)		41億円 (2015年2月末)		

宮城県の支援金・奨学金制度内容は、表からも分かるように被災3県で最低水準になっています。宮城県で将来的に必要な額は、約34億円です。このままでは、現時点での募金総額89億円の内55億円は使い残しとなることが明確になっています。

この残りの基金の55億円の使途について、宮城県は使途「拡充」として

- 1 震災遺児・孤児を養育している里親等への支援  
・・・ 高齢の里親が養育できなくなったときの受皿の用意や里親の活動支援 ・・・
- 2 被災地の子どもたちの心のケアに関する支援  
・・・ 震災により心に深い傷を負った子どもたちの中長期的支援の必要性 ・・・
- 3 震災の影響が考えられる不登校児童生徒等への支援  
・・・ 増加する不登校児童などへの対応のための相談体制の整備等 ・・・
- 4 その他、被災地の子どもたちの健全な育成のための支援

という方向性を示しています。

さらに、「宮城県次世代育成支援対策地域協議会及び宮城県子ども・子育て会議」では、

「月額は、教育委員会の方で、学習に必要な費用というのを、各調査等から算出し決めている。最低限、学習に必要な部分については、手当でできている。今のところ増額ということは考えていない。」

「交通遺児であるとか、犯罪で親を亡くした遺児・孤児の方との格差があまり広がりすぎるのも良くないであろう」ということも踏まえて、この支援金・奨学金については、現状のままというような方向で今考えている。」

と説明し、給付金額の引き上げをしない方向で使途拡充を図ろうとしています。

しかし、「拡充」策の2番、3番、4番はこれから長期間にわたって一般財源を充てて実施すべき事業であり、震災による孤児等の支援とは明らかに違う使途となります。

そして、全国から寄せられた寄附金は、「東日本大震災みやぎこども育英基金」の趣旨に賛同し方々から寄せられたものであり、震災孤児等の支援金・奨学金制度の充実に使途すべきものです。

また、「東日本大震災みやぎこども基金」の趣旨に即した使途を変更する場合、どのような場合、どのように検討するのかは明確にされておらず、使途検討の協議の場を設置し、公開で行うことが必要です。

基金は、現在実施している震災孤児等への「東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金」をより充実した内容にして使途すべきです。以下の3点を強く要請するものです。

#### 要請事項

1. 県議会の文教警察委員会や保健福祉委員会で報告された「拡充」策でなく、「東日本大震災みやぎこども基金」設立の趣旨に基づく、「東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金」の給付額を福島県や岩手県並みの水準にし、手厚く・充実したものにすること。
2. 「東日本大震災みやぎこども基金」への寄附金募集の趣旨を変更し、運用する場合は、別途、検討委員会を設置すること。

以上

#### 要請者

住 所 仙台市青葉区大町2丁目5-10-305

団体名 東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

代表者 綱島 不二雄 印

電話番号 022-399-6907